

○文教委員会

內閣提出法律案（四件）

番号						
22 第九十三回		53	48	18		
日本学校健康会法案		昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定案	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律案	国立学校設置法の一部を改正する法律案	件名	
五五、一〇、一四					提出月日	提出
送付五七、四一六	受領六一五	受領四八	受領五七、三二六	受領五七、三二六	送付月日	本院に受領又は(衆)へ
五六、六、二	(予)三二〇	(予)三三六	(予)五七、三二六	(予)五七、三二六	付託会委員会	参考
修正五七、四一五	可決七六	可決四三	可決五七、三二〇	可決五七、三二〇	議員会議員会	議院
修正五七、四一六	可決七九	可決四三	可決五七、三二一	可決五七、三二一	議本会議	
五六、四、六	三一〇	二三六	五七、二、三	五七、二、三	付託会委員会	衆議院
可決五七、五一四	修正五一四	可決四五二	可決五七、三二九	可決五七、三二九	議員会議員会	議院
可決五七、六一五	修正六一五	可決四五八	可決五七、三二六	可決五七、三二六	議本会議	院
						備考

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者(月日)	予備送衆へ提付月日	参考議院	付委員会	議委員決議	議本会決議	付委員会	議委員決議	議本会決議	備考
5 国第九十四回会	3 国第九十四回会	2 国第九十四回会	1 国第九十四回会								
学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	外勝又武一君 (二七名)	外勝又武一君 (二〇名)	外柏谷照美君 (二〇名)	外小野明君 (五六、三三〇名)	五六、三三〇	付委員会	議委員決議	付委員会
三七 続 統 審 查	三〇 續 統 審 查	三〇 未	三〇 了	三七 了	三七 了	三七 了	三七 了	三七 了	付委員会	議委員決議	付委員会
									議委員決議	議本会決議	議本会決議
									備考		

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	付月日	予備送	本院へ提出月日	付委員会	参議院	議員決議	本会議	付委員会	衆議院	議員決議	本会議	備考
5	私立学校振興助成法の一部を改正する法律案	石橋一弥君 (五七、三二二)	五七、四、三	五七、五一四	五七、七、一	可	議員決議	可	可	修五七、四二八正	議員決議	修五七、五一四正	議員決議	
6	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	外石橋一弥君 (二二五)	五七、四、三	五七、五一四	五七、七、一	可	議員決議	可	可	修五七、四二八正	議員決議	修五七、五一四正	議員決議	
14	国立又は公立の大学における外國人教員の任用等に関する特別措置法案	外石橋一弥君 (二二五)	五七、四、三	五七、五一四	五七、七、一	可	議員決議	可	可	修五七、四二八正	議員決議	修五七、五一四正	議員決議	
37	商業用レコードの公衆への貸与に関する法律案	外石橋一弥君 (八一三)	五七、四、三	五七、五一四	五七、七、一	可	議員決議	可	可	修五七、四二八正	議員決議	修五七、五一四正	議員決議	

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院送付）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、島根医科大学に大学院を設置すること。

二、九州大学の温泉治療学研究所に医学部附属癌研究施設を統合し、「生体防御医学に関する学理及びその応用の研究」を目的とする生体防御医学研究所に改組すること。

五七、二、三 内閣提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

三) 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を一万六千二百三十八人に改めること。

四) この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、島根医科大学に大学院を設置するとともに、

九州大学の温泉治療学研究所に医学部附属癌研究施設を統合して生体防御医学研究所に改組するほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、今後の大学院及び地方大学の充実策、医師養成の望ましいあり方、定員削減計画と定員外職員への対応策、共通一次テストの見直しなどの諸問題について質疑が行われましたが、これらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）（衆議院送付）

五七、二二六 内閣提出

四、八 衆可決

四、一三三 参可決

要旨

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正にならつて、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に係る年金である傷病補償等を受ける権利を担保に、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けを受けることができるようにするものである。

以上御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正になら

い、公立学校の学校医等の公務災害に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保に、国民金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けを受けることができるようになります。

委員会におきましては、学校医等の業務、処遇、配置等の改善、保健に関する教育の充実、障害児の健康管理の強化等学校保健に関する諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

昭和十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五三号）（衆議院送付）

要旨

本法律案は、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、既裁定の退職年金等の額を昭和五十七年五月分から平均五・〇%引き上げること。

なお、改定年金額の算定基礎となる平均標準給与の額が一定額以上の者に支給する退職年金、減額退職年金及び通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、引上げ額の三分の一の支給を停止すること。

二、旧私学恩給財團の年金の額についても、前記一に準じて引き上げること。

三、既裁定の退職年金、廢疾年金及び遺族年金の最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げるとともに、遺族年金については、同年八月分から更にその額を引き上げること。

四、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の月額の上

七、九 参可決

五七、三、一〇 内閣提出

六、一五 衆修正

限及び下限を、昭和五十七年四月から引き上げること。

なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を昭和五十七年五月分から改定するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、衆議院におきまして施行期日等について修正が行わされております。

委員会におきましては、長期経理の今後の見通しと公費助成の拡充の必要性、年金改定のあり方、年金制度の一元化問題、任意継続組合員制度の充実策、保養施設の整備方針のほか私学助成の拡充策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党、公明党・国民會議、日本共

産党及び民社党・国民連合を代表して小野委員より、年金額の改定時期を例年どおり四月から実施する旨の修正案が提出されました。

討論もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、長期給付に対する公費助成の拡充及び財政再建期間中における国庫補助の減額分に対する適正な措置に関する各派共同提出に係る附帯決議案を全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

日本学校健康会法案（第九十三回国会閣法第二二二号、第九十四回国会衆議院送付）（本院継続審査）

九十三回国会 五五、一〇、一四 内閣提出

衆継続審査

九十四回国会 五六、五、一五 衆修正

参継続審査

九十五回国会

参継続審査

九十六回国会 五七、四、一六 参修正

六、一五 衆可決

要旨

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図る観点から、日

本学校給食会と日本学校安全会とを統合し、それらの業務を総合的に推進することにより児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、日本学校健康会を設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本学校健康会（以下「健康会」という。）は、法人とすること。

二、役員

健康会に、役員として、理事長、理事（常勤三人以内、非常勤一人以内）及び監事を置くこと。

三、運営審議会

健康会に、理事長の諮問機関として、二十五人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。

四、業務

健康会は、日本学校給食会及び日本学校安全会の業務を承継し、次の業務を行うこと。

- 1 学校安全及び学校給食の普及充実に關すること。
- 2 義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、災害共済給付を行うこと。

- 3 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

- 4 右の1、2及び3の業務に附帯する業務を行うこと。

- 5 高等学校、高等専門学校又は幼稚園の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、災害共済給付を行ふことができる。なお、当分の間、保育所の管理下における児童の災害についても、災害共済給付を行うことができる。

- 6 文部大臣の認可を受けて、目的達成に必要な業務を行うことができる。

五、財務、会計及び監督等

健康会の財務、会計、監督等について、一般の特殊法人の例にならない所要の規定を設けること。

六、その他関係法律について所要の整備を行うこと。

なお、衆議院において、身体の障害に関する用語を適切なものに改めるとともに、本案の施行期日について所要の修正が行われた。

修正要旨

本法律の施行期日が昭和五十七年度となることに伴い、日本学校健康会の最初の事業年度等について、所要の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、日本学校給食会と日本学校安全会を統合して新たに日本学校健康会を設立し、児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、第九十四回国会で趣旨説明の聴取を行った後、第九十五回国会では学校給食に関する参考人の意見聴取と現地調査を、本国会では学校安全に関する参考人の意見聴取を行うなど、きわめて熱心な審査が行われました。

委員会におきましては、第九十四回国会で趣旨説明の聴取を行った後、第九十五回国会では学校給食に関する参考人の意見聴取と現地調査を、本国会では学校安全に関する参考人の意見聴取を行うなど、きわめて熱心な審査が行われました。

両国会における主な質疑としては、両法人統合の理由と業務の一体的進め方、運営審議会の構成と職務、職員の人事と労働条件、学校給食関係業務縮小の是非、食品・食器

等の検査の充実、共同調理場のあり方、学校の施設・設備の安全施策、災害共済給付の充実策、養護教諭、学校栄養職員等の適正配置等広範な諸問題が取り上げられましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して小野委員より、運営審議会について、その付議事項を明確化するとともに、教職員代表を委員に加える旨の修正案が、次いで公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して高木委員より、学校給食用物資の供給業務は、六十一年度以降米・小麦粉等いわゆる指定物質に限定する旨の修正案が、また自由民主党・自由国民会議を代表して大島委員より、本法律の施行期日が昭和五十七年度となることに伴う事業年度等に関する修正案が、それぞれ提出されました。

引き続き、討論に入り、日本社会党を代表して本岡委員より、同党の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して田沢委員より、同党の修正案及び修正部分を除く原案に賛成、他の二修正案に反対、公明党・国民会議を代表して柏原委員より、同党及び民社党・国民連合の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対、日本共産党を代表して佐藤委員より、日本社会

党の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、日本社会党提出の修正案及び公明党・国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案及びその修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提出の附帯決議が行われました。

以上御報告申し上げます。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（衆第五号）（衆議院提出）

五七、一二、二二 衆・議員提出

五、一四 衆修正

八、一〇 参可決

要旨

一、補助金の交付を受けた個人立、宗教法人立など学校法

人以外の私立の幼稚園等の設置者が学校法人化しなければならない五年の期限が昭和五十九年三月末日までに到来することとなる者については、その期限を昭和六十年三月末日まで延長すること。

二、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とするいわゆる準学校法人について、新たに助成等に関する規定を整備すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、私立学校振興助成法の一部を改正する法律案は、第一に、個人立、宗教法人立など学校法人立以外の私立の幼稚園の設置者で補助金の交付を受けたものはその翌年度から五年以内に学校法人化しなければならないこととされておりますが、その期限が昭和五十七年三月末、五十八年三月末及び五十九年三月末に到来するものにつきましては、いざれもこれを六十年三月末まで延長しようとするものであります。第二に、専修学校または各種学校の設置のみを目的とするいわゆる準学校法人について、新たに助成

等に関する規定を整備しようとするものでございます。

なお、衆議院におきまして、学校法人化の期限が本年三月末にすでに到来した私立幼稚園に対しても本案の延長規定を適用する修正が行われております。

委員会におきましては、学校法人化が進まない原因と

学校法人化促進の必要性、幼稚園未設置市町村の解消、公立・私立の適正配置、幼保二元化など今後の幼児減少傾向に対応する幼児教育のあり方、専修学校・各種学校に対する助成の充実と適正な会計処理の確立、私学助成充実の必要性などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して宮之原委員より、学校法人化の期限を延長された幼稚園の設置者が、その期間内に学校法人化しなかった場合、延長期間に係る補助金は原則として返還すべきものとする旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、日本社会党提出の修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、小野委員より、学校法人化期限の再延長は行わないこと等五項目から成る日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の三会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案は、大学等における教育及び研究の進展と学術の国際交流の推進を図るため、国立又は公立の大学等において、外国人を教授等に任用することができるようになるものでございます。

委員会におきましては、本法律案提出に至る経緯、公務員には日本国籍が必要との法理を国公立大学教員に適用することの当否と本法律案との関係、外国人教員の学長、学部長等への任用の是非と任期制の運用方針、現行の外国人教師制度の拡充の必要性、公立小・中・高等学校への外国人教員任用問題等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（衆第一四号）（衆議院提出）

五七、四、九 衆・議員提出
八、五 衆可決
八、一〇 参可決

要旨

本法律案は、大学等における教育及び研究の進展を図ることとも、学術の国際交流の推進に資するため、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することができることとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国立又は公立の大学においては、外国人を教授、助教授又は講師（以下「教員」という。）に任用することができるものとすること。
- 二、外国人教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられないものとすること。

三、外国人教員の任期については、大学管理機関（当分の間、評議会等の議に基づき学長）の定めるところによるものとすること。

四、国立大学共同利用機関等においては、国立大学の教員に相当する職員又はその運営に関する重要事項について当該機関の長の諮問等に応ずる職員に外国人を任用することができるものとすること。

五、前記四の外国人職員の任期については、文部省令において任命権者が定めるところによるものとすること。

六、この外国人教員等の任用制度は、国立大学及び国立大学共同利用機関等において国家公務員法第二条第七項に規定する個人的基礎においてなされる勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではないこと。

七、この法律は、公布の日から施行するものとすること。

委員長報告

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案の委員長報告参照